平成２３年（フ）第１０７９号
兵庫県三田市あかしあ台３丁目14番地７
債務者　中嶋洋四郎
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０８０号
兵庫県三田市あかしあ台３丁目14番地７
債務者　中嶋　道枝
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０８２号
神戸市北区緑町８丁目１番８―305号
債務者　山口　繁男
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１３９号
神戸市中央区中山手通７丁目39番11―204号、従前の住所神戸市中央区山本通４丁目19番２号　フレックス山手203号
債務者　向井　雅人
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１７４号
神戸市須磨区白川台３丁目38番地の53　白川台ハイツ4201号、従前の住所神戸市長田区宮丘町１丁目11番14号
債務者　佐々木マチ子
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１７５号
神戸市須磨区東白川台４丁目５番地の16
債務者　佐藤　美江（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２３６号
神戸市垂水区南多聞台７丁目37番302号、従前の住所東京都中央区日本橋富沢町15番７号
債務者　武本　幸雄
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２７２号
神戸市垂水区高丸７丁目２番９号
債務者　神澤　成臣
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７４号
長崎県南島原市深江町丙507番地３
債務者　堀江　洋子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第７５号
長崎県南島原市深江町丙507番地３
債務者　堀江　玲奈
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第７６号
長崎県南島原市深江町丙507番地３
債務者　堀江　政雄
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第２２５７号
名古屋市熱田区四番１丁目７番20号　プルミエ熱田１Ｄ号
債務者　竹内　重智
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６５７号
名古屋市昭和区広路本町６丁目16番地の２　ＰＡＴＩＯ川名203号、住民票上の住所名古屋市守山区守牧町45番地
債務者　中村　俵太
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７００号
愛知県小牧市小木５丁目358番地　ファミール小木２―Ｂ号
債務者　鈴木　利男
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２６号
鹿児島県姶良市東餅田736―11リバーサイドトレゾール202、住民票上の住所鹿児島県姶良郡湧水町恒次99番地
債務者　市川　　匠
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第３９６号
青森市金沢３丁目５番19号
債務者　野呂　牧美
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３０４号
神奈川県横須賀市長沢１丁目７番20―103号、住民票上の住所神奈川県三浦市南下浦町金田991番地
債務者　飯島　真未（旧姓沼田）
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部